

関自保第353号の2  
令和4年3月28日

一般社団法人埼玉県トラック協会会長 殿

関東運輸局長  
(公印省略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

標記について、自動車局長から別添（令和4年3月23日付け国自安第181号の2、国自整第296号の2）のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願います。